



令和3年8月27日

地域安全情報

(犯罪の起きにくい社会づくりのために)

発信者：宮崎県警察本部生活安全企画課
(代) 0985-31-0110

飲食店等を狙った窃盗事件に注意！

宮崎県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「まん延防止等重点措置」の対象地域に追加適用されたことを受け、現在、県全域に発令している「独自の緊急事態宣言」を延長することになりました。

引き続き、全市町村の飲食店等に対する営業時間短縮の要請がなされます。

県外では、これまで、休業や営業時間短縮中の飲食店等を狙った出店荒し、金庫破り、事務所荒し等の窃盗事件が発生していることから、県内でも発生が懸念されます。

※ 出店荒し～閉店中の店舗に侵入し、金品を窃取するもの

金庫破り～事務所等に侵入し、金庫を破って金品を窃取するもの
事務所荒し～会社、組合等の事務所に侵入し、金品を窃取するもの

主な侵入方法

- ドア錠こじ破り～バルなどでドアをこじ開けて侵入する方法
- 無締り侵入～鍵をかけていない窓等から侵入する方法
- ガラス打ち破り～ガラスを破壊して建物内に侵入する方法

このような事件は、いつ・どこで発生するか分かりません！

適切な防犯対策をとり、被害を未然に防止しましょう！

- 出入口や窓の鍵掛けを確実に行う。
- 売上金は銀行に入金するなど、店内に現金を保管しない。
- 防犯性の高い鍵や防犯ガラスに交換し、犯人の侵入を防ぐ。
- 防犯カメラやセンサーライトの設置、警備会社のセキュリティサービスの導入など、店舗の防犯環境の向上を図る。